

須佐地域生活バス運転業務委託仕様書

1. 趣旨

本仕様書は、須佐地域生活バス運転業務の委託内容及び履行方法（以下「委託業務」という。）について定める。

2. 事業運営に関する基本方針

萩市（以下「市」という。）は、地域住民の移動手段を確保することを目的に、須佐地域生活バス（以下「バス」という。）の運行を行うものである。

受注者は、次に掲げる基本方針に従って、別紙の須佐地域生活バス運行計画（以下「運行計画」という。）に基づき運転業務を行うこととする。

- (1) 運行計画に基づきバスを運行し、関係法令等を遵守し、安全運行に万全を期すこと。
- (2) 常に注意を持って運転業務を行うこと。
- (3) 利用者の意見等について、運営への反映に努めるなど、バスを利用しやすいようサービス水準の維持、向上に努めること。
- (4) 効率的かつ効果的な運営を行うこと。
- (5) 個人情報を適切に保護すること。

3. 業務の内容

(1) 運行方法について

- ① バスの利用者から運賃を收受しない無償運送で運行を行う。
- ② 受注者は、委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

(2) 委託業務期間について

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(3) 運行日等について

- ① 運行日は、土曜日、日曜日、祝日、8月13日から8月15日、12月29日から1月3日を除く日とする。
- ② 運行ルートと停留所は、別紙「運行計画書」のとおりとし、天災その他受注者の責によらない事由により、運行ルートの全部又は一部が運行不能の場合は、速やかに市の担当課へ報告するとともに、運行ルートの変更等を行うことができる。
- ③ 運行便数と運行時間は、別紙「運行計画書」のとおり、路線バスやJRを利用する地域の高齢者の通院や高校生の通学、通勤等の状況を考慮し、朝便・昼便・夕便の3往復の運行便数とする。
- ④ 受注者は、運行計画の停留所以外の増設や運行便数の増便、利用者に対する配慮事項等の提案がある場合、市へ任意様式で提案書を提出すること。

(4) 運転業務について

- ① 受注者は、安全第一に運転業務を遂行し、確実、円滑に運行するため、運転者の健康管理等に十分注意すること。
- ② 受注者は、本業務に携わる運転者に対して安全運転の励行等を徹底するとともに、運転業務の開始前と終了後の運行車両の点検を行うこと。
- ③ 事故発生時は、受注者の被害・加害を問わず、乗客の安否確認や救急対応等を行うとともに、市の担当課へ連絡し、必要に応じて代替え運行が実施できるよう体制を整えること。
- ④ 事故発生による費用は、受注者の責による事故の場合は、受注者が費用を負担する。
- ⑤ 事故発生時には、遅滞なく市の担当課に報告すること。
- ⑥ 受注者は、ダイヤの遅れ、乗りこぼし等の不測の事態への対応を適切に行うこと。
- ⑦ 苦情等への対応を適切に行うこと。
- ⑧ バス運転者は、萩市のバスを運転していることを自覚し、安全運転及び親切丁寧な対応に努めること。

(5) 運行車両について

- ① 運行車両は、市が使用権利を有する車両を受注者に貸与することとする。
- ② 受注者は、市から貸与を受けた車両の日常点検や清掃、燃料補給等の維持管理を適切に行うこと。
- ③ 車両保管場所については、受注者が用意した場所を使用する他、市と協議の上で市が用意した場所を使用することを可とする。

【貸与車両】トヨタハイエースワゴン（定員10名）

上記車両が修繕等により、貸与が困難な場合においては、市が使用の権利を有する他の車両を貸与する。

(6) 保険について

- ① 保険加入について
 - ア 自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償責任保険及び自動車損害賠償の任意保険については市が加入する。
 - イ 運転者に対する補償保険については、受注者で加入すること。
- ② 交通事故などの損害賠償について
 - ア 委託業務上で発生した交通事故により生じた損害賠償は、市が加入する自動車損害賠償責任保険及び自動車損害賠償の任意保険で対応するものとする。
 - イ 受注者の責めに帰すべき理由により、市又は第三者に損害を与えたとき、並びに、市が加入する保険で対応できないものについては、受注者が損害賠償の責任を負うものとする。

4. 業務上の必要な手続等について

(1) 運行に係る許可申請等

運行に係る必要な申請手続は市が行う。

(2) 運行に関する書類の整備等

① 受注者は、バスの運転者の安全運転確認・乗務記録表（別紙様式1号）を作成し、毎月10日までに前月分を市の担当課へ提出すること。

② 受注者は、バスの運転者台帳（別紙様式2号）を作成し、市の担当課へ提出すること。

なお、バスの運転者を変更する場合等のときは、その都度、同台帳を作成し市の担当課へ提出すること。

③ 事故が発生した場合、受注者は事故の記録（別紙様式3号）を作成し、市の担当課へ提出すること。

④ 受注者は、バスの利用者等から苦情を受けたときは、苦情処理簿（別紙様式4号）を作成し、市の担当課へ提出すること。

5. バスの運行費用について

(1) バスの運行費用のうち、燃料代、オイル交換等の車輌維持費、タイヤ購入とタイヤ交換代、車両検査料、自賠責保険と運転者以外を対象とする保険については市が負担し、これ以外の運行費用は受注者が負う。

なお、燃料給油とオイル交換、タイヤ交換は、市が指定する箇所で行うこと。

(2) 委託料の支払方法は、会計年度の四半期ごと若しくは毎月ごとに支払うこととし、請求方法や支払時期は市と受注者との契約の上で定める。

6. 法令等の遵守

バスの運転に当たり、本仕様書のほか、次に掲げる法令等に基づかなければならぬ。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び道路運送法施行令（昭和26年政令第250号）

(2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）及び道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）

(3) その他関係法令

7. 事業の継続が困難となった場合の措置

(1) 受注者の責めに期すべき事由による場合

受注者の責めに期すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、市は事業の取消又はある一定の期間を設けて業務の全部若しくは一部停止をすることができまするものとする。

その場合、市に生じた損害は、受注者が賠償するものとし、また、次期事業者が円滑かつ支障なくバスの業務を遂行できるよう、引継を行うものとする。

(2) その他の事由による場合

不可抗力等、市及び受注者双方の責めに帰すことの出来ない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとする。

一定期間内に協議が整わないときには、それぞれ事前に書面で通知することにより当該事業契約を解除できるものとする。

なお、この場合において受注者は次期事業者が円滑かつ支障なく、本業務を遂行できるよう、引継を行うものとする。

8. 個人情報の保護

本委託業務において、乗客の個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の関係法令を遵守するとともに、その管理には細心の注意を払うこと。

9. その他協議事項

この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書の内容の解釈に疑義が生じた場合は双方協議によりこれを定めるものとする。

別紙 「運行計画書」

| | |
|-------------|---------------------------------------|
| ◆運行日 | 平日（土曜日、日曜日、祝日、8/13～8/15、12/29～1/3を除く） |
| ◆運行時間 | 7時20分～18時40分 |
| ◆運行ルート・運行便数 | 以下の運行ルート図と運行時刻表のとおり、1日3往復（6便）運行 |

運行ルート図



運行時刻表

| 鈴野川⇒弥富⇒須佐⇒田万川 方面 | | | | |
|------------------|--------|-------|-------|-------|
| 停留所 | 朝便 | 昼便 | 夕方便 | |
| 芦谷 | 7:20 | 10:47 | 16:32 | |
| 椿の木 | 7:22 | 10:49 | 16:34 | |
| 鈴野川健康増進施設 | 7:23 | 10:50 | 16:35 | |
| 下田原 | 7:25 | 10:52 | 16:37 | |
| 上田原 | 7:28 | 10:55 | 16:40 | |
| 大野 | 7:32 | 10:59 | 16:44 | |
| 桑原 | 7:33 | 11:00 | 16:45 | |
| 猿 | 7:35 | 11:02 | 16:47 | |
| 弥富診療センター | 7:36 | 11:03 | 16:48 | |
| 弥富支所前 | 7:37 | 11:04 | 16:49 | |
| 新市 | 7:38 | 11:05 | 16:50 | |
| 新市上 | 7:39 | 11:06 | 16:51 | |
| 一万 | 7:40 | 11:07 | 16:52 | |
| 城ヶ谷 | 7:41 | 11:08 | 16:53 | |
| 落山 | 7:42 | 11:09 | 16:54 | |
| る～らる315前 | 7:47 | 11:14 | 16:59 | |
| 河内 | 7:49 | 11:16 | 17:01 | |
| 上河内 | 7:50 | 11:17 | 17:02 | |
| 山谷 | 7:52 | 11:19 | 17:04 | |
| ログハウス前 | 7:57 | 11:24 | 17:09 | |
| 上三原入口 | 7:59 | 11:26 | 17:11 | |
| 須佐中前 | 8:02 | 11:29 | 17:14 | |
| すさ苑 | 8:05 | 11:32 | 17:17 | |
| 松原 | 8:07 | 11:34 | 17:19 | |
| 須佐本町 | 8:08 | 11:35 | 17:20 | |
| 須佐診療センター | 8:09 | 11:36 | 17:21 | |
| 中津 | 8:11 | 11:38 | 17:23 | |
| キヌヤ須佐店前 | 8:13 | 11:40 | 17:25 | |
| 須佐駅前休憩所 | 着 発 | 8:15 | 11:42 | 17:27 |
| | | 8:35 | 11:42 | 17:45 |
| 北谷 | | | 11:44 | |
| 三原 | | | 11:46 | |
| 帆柱 | | | 11:47 | |
| 江崎本町（中本薬局） | | | 11:51 | |
| 商工会本所前 | | | 11:54 | |
| 田万川温泉 | | | 11:58 | |
| 道の駅たまがわ | 着 | | 12:00 | |

| 田万川⇒須佐⇒弥富⇒鈴野川 方面 | | | | |
|------------------|--------|------|-------|-------|
| 停留所 | 着 発 | 朝便 | 昼便 | 夕方便 |
| 道の駅たまがわ | | | 12:00 | |
| | 着 | | 12:20 | |
| 商工会本所前 | | | 12:23 | |
| 江崎本町（中本薬局） | | | 12:26 | |
| 帆柱 | | | 12:30 | |
| 三原 | | | 12:31 | |
| 北谷 | | | 12:33 | |
| 須佐駅前休憩所 | 着 発 | 8:15 | 12:35 | 17:27 |
| | | 8:35 | 12:35 | 17:45 |
| キ又ヤ須佐店前 | | 8:37 | 12:37 | 17:47 |
| 中津 | | 8:39 | 12:39 | 17:49 |
| 須佐診療センター | | 8:41 | 12:41 | 17:51 |
| 須佐本町 | | 8:42 | 12:42 | 17:52 |
| 松原 | | 8:43 | 12:43 | 17:53 |
| すさ苑 | | 8:45 | 12:45 | 17:55 |
| 須佐中前 | | 8:48 | 12:48 | 17:58 |
| 上三原入口 | | 8:51 | 12:51 | 18:01 |
| ログハウス前 | | 8:53 | 12:53 | 18:03 |
| 山谷 | | 8:58 | 12:58 | 18:08 |
| 上河内 | | 9:00 | 13:00 | 18:10 |
| 河内 | | 9:01 | 13:01 | 18:11 |
| る～らる315前 | | 9:03 | 13:03 | 18:13 |
| 落山 | | 9:08 | 13:08 | 18:18 |
| 城ヶ谷 | | 9:09 | 13:09 | 18:19 |
| 一万 | | 9:10 | 13:10 | 18:20 |
| 新市上 | | 9:11 | 13:11 | 18:21 |
| 新市 | | 9:12 | 13:12 | 18:22 |
| 弥富支所前 | | 9:13 | 13:13 | 18:23 |
| 弥富診療センター | | 9:14 | 13:14 | 18:24 |
| 塙 | | 9:15 | 13:15 | 18:25 |
| 桑原 | | 9:17 | 13:17 | 18:27 |
| 大野 | | 9:18 | 13:18 | 18:28 |
| 上田原 | | 9:22 | 13:22 | 18:32 |
| 下田原 | | 9:25 | 13:25 | 18:35 |
| 鈴野川健康増進施設 | | 9:27 | 13:27 | 18:37 |
| 橋の木 | | 9:28 | 13:28 | 18:38 |
| 芦谷 | | 9:30 | 13:30 | 18:40 |

安全運転確認・乗務記録表

年 月 日

| | | | | | |
|------|----|------|----|--------|----|
| 出庫キロ | km | 帰庫キロ | km | 乗務した距離 | km |
|------|----|------|----|--------|----|

| 対象便 | 運行方面 | 開始地点 (時刻) | 中継地点 (時刻) | 終了地点 (時刻) | 乗車人数 |
|-----|------|--------------|--------------|--------------|------|
| | | (　　：　　) | (　　：　　) | (　　：　　) | 人 |
| | | (　　：　　) | (　　：　　) | (　　：　　) | 人 |
| | | (　　：　　) | (　　：　　) | (　　：　　) | 人 |

事故又は異常な状態が発生した場合の概要及び原因

| | |
|-------|-----|
| 作成年月日 | 年月日 |
|-------|-----|

運転者台帳

| | | | |
|----|------|--------------------|-----|
| 氏名 | 生年月日 | 自家用有償旅客運送の運転者となった日 | その他 |
| | | | |
| 住所 | | | |

| 運転免許証番号 | 有効期限 | 免許年月日 | 免許の種類 |
|---------|------|-------|-------|
| | | | |
| 免許の条件 | | | |
| | | | |

講習等の受講歴

道路運送法施行規則第51条の16第1項の講習（運転者講習）等

| 受講年月日 | 講習等の名称 | 備考 |
|-------|-----------------|------------------------|
| 年月日 | | |
| 年月日 | 事故歴又は道路交通法違反の状況 | 適性診断の受診等(規則第51条の16第2項) |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 健康状態 | 運転者でなくなった日 | 運転者でなくなった理由 |
| | | |

| | |
|-------|-------|
| 作成年月日 | 年 月 日 |
|-------|-------|

事 故 の 記 錄

| | |
|------|--|
| 事務所名 | |
|------|--|

| 運転者の氏名 | 自動車登録番号 | 事故の発生日時 | 事故の当事者 (運転者を除く) |
|--------|---------|---------|--------------------|
| | | | |

事故の発生場所

（複数行記入用）

事故の概要（損害の程度、人身・物損の別、実車・回送の別等）

（複数行記入用）

事故の原因

（複数行記入用）

再発防止対策

（複数行記入用）

苦 情 処 理 簿

事務所名

受付者

| | | |
|---------------|-----|---------|
| 申告者 | 申告者 | |
| | 住所 | |
| | 連絡先 | |
| (申告内容) | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| (原因究明の結果) | | 処理担当者 : |
| | | |
| | | |
| | | |
| (苦情に対する弁明の内容) | | 処理担当者 : |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| (改善措置) | | 処理担当者 : |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |